最終更新日:2016年1月28日

正栄食品工業株式会社

代表取締役社長　本多市郎
問合せ先:専務取締役　藤雄博周　電話　03-3253-1211

証券コード:8079

http://www.shoeifoods.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、透明性の高い健全な経営を行うことにより、株主をはじめ社会から信頼される企業であり続けることがコーポレート・ガバナンスの基本と
考えております。また、企業存続の永続性及び企業価値の向上を追求するため、すべての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築、運用していくことが、経営の重要課題と位置付け、グループ会社も含めて取り組んでまいる所存です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
正栄食品工業株式会社	4,109,306	19.42
本多興産有限会社	1,322,293	6.25
正栄プラザ株式会社	1,267,788	5.99
正栄食品取引先持株会	701,395	3.32
本多秀光	618,566	2.92
株式会社みずほ銀行	545,284	2.58
本多市郎	483,655	2.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	456,855	2.16
正栄食品グループ従業員持株会	444,378	2.10
株式会社明治	428,789	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	10 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原　啓康	他の会社の出身者											
埴原　義夫	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原　啓康	○	―――	原　啓康氏は、水産品等の食品加工メーカーの経営者として長年に亘り培われた、知識・経験等の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
埴原　義夫	○	―――	埴原義夫氏は、証券界における幅広い見識を有し、また、代金決済等のマルチペイメントサービスを手掛ける上場企業の社外監査役を現任されるなど、これらの経験を当社の経営にいかしていただくためであります。 また、東京証券取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との会合については、中間監査並びに期末監査における実施状況とその内容について、毎年6月、12月に報告を受けており
ます。また、会計監査人の監査が実施される際、監査役が往査（事業所）で立会い、実施項目の補足説明等を受け、都度、会計監査人との意見交換を行っております。監査計画については、期初に往査日程及び実施項目の説明を受け、監査方針も含めて協議を行っております。
内部監査部門である監査室は、社長直属の組織として、毎年、監査計画に基づき、会社財産の保全と諸法規、諸規則に対する業務監査を行っておりますが、その結果は、都度、社長並びに監査役、関係部署に報告し、多くの意見交換を行うと共に、内部統制システムの整備に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤井帝治	他の会社の出身者													
宮崎良夫	他の会社の出身者													
徳永　信	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井帝治		―――	他の会社で監査役の経験と証券界における幅広い識見を有し当社の経営監視機能の強化に適任であるため
宮崎良夫		―――	弁護士としての専門的見地から業務執行の適法性をチェックするため
徳永　信	○	―――	公認会計士としての専門的見地から会計監査人と連携し適法性をチェックするため

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

実施していない。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年度の報酬額は以下のとおりです。
取締役8名　115,920 千円(うち社外取締役　2,160 千円)
監査役4名　　20,720 千円(うち社外監査役　8,280 千円)

(注)取締役の年間報酬額には、使用人兼務役員の使用人給与相当額　37,260千円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従スタッフはおいておりませんが、社外取締役については、経営企画室が事前説明及び報告、連絡等を行い、非常勤の社外監査役については、常勤監査役からの事前説明を行い、内部監査部門である監査室が必要な補助業務をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会開催週を除く各週に常務会を開催し、業務執行に関する基本事項・重要事項に係る意思決定を機動的に行い、加えて、役付役員全員で構成する経営会議により、経営の基本方針、取締役会付議議案、その他重要事項の予備審議を機動的に行っております。
監査の状況については、当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役の定める監査方針に従い、監査役の監査対象となっております。また、監査役は、社内主要会議に出席し、取締役の職務執行状況を常に把握しております。
会計監査の状況については下記のとおりです。
1)公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
飯野健一(有限責任監査法人トーマツ)継続監査年数1年
平野雄二(有限責任監査法人トーマツ)継続監査年数2年
2)監査業務に係る補助者の構成
公認会計士5名
その他　　6名
3)監査報酬の内容
公認会計士法第2条1項の監査業務の報酬　　43,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
43,000千円
(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社グループの事業内容は、食品原材料等の資材調達や生産機能が、食品業界の各種販売機能と有機的に連動していることから、従来からの監査手法を活用することが効果的であり、また、内部監査が有効に機能していることから、監査役設置会社の制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びに効率的に行われることを確保するための体制
当社および当社子会社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、正栄グループ行動規範、コンプライアンス基本規程や関連規程を制定して、法令および定款を遵守して業務を適正に遂行する体制を整備し、実施しております。
また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針に従い、監査役は、取締役会および社内の重要会議に出席し、取締役の職務執行状況を常に把握する体制を整備しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、文書保存・処分取扱規程、電子機密情報取扱規則を整備し、当社および当社子会社の経営管理および業務執行に係る重要な文書、記録を適切に保存、管理する体制を構築しております。

3 当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社および当社子会社は、経営の遂行を阻害するリスクについて、リスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理規程に基づく個々の管理責任者を決定し、適切な管理体制を構築しております。また、リスク管理を組織的に行い、当社および当社子会社における緊急事態による発生被害を最小限に止める体制を整備しております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社における取締役会の決定に基づく職務の執行は、職務分掌規程および職務権限規程において、それぞれの責任者が権限、執行手続の定めにより、適切に行われる体制を整備しております。
また、定例の取締役会を月１回開催するほか、役付役員全員で構成する常務会並びに経営会議により、経営の基本方針およびその他重要事項の総合調整と業務執行の意思統一を図っております。

5 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正と効率を確保するための体制、当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社および当社子会社は、「関係会社管理規程」および関連諸規程により、当社および子会社の業務の適正と効率を確保するための体制および子会社の重要な業務執行の報告体制を整備し、また、監査室が、当社および子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証して、財務報告の信頼性を確保するための評価および報告を行っております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、当社の使用人から補助使用人の任命を求めることができるものとし、任命された使用人への指揮命令権は監査役に委譲し、当該使用人の任命、異動、評価等の人事に係る決定は監査役の同意を得て行うものとして監査役監査基準に規定しております。

7 当社および当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は、取締役会および社内の重要な会議を通じて、意思決定の過程および職務の執行状況を聴取し、また、その他の監査役への報告は、当社および当社子会社の取締役および使用人が定期報告、重要書類の回付等により、業務執行の状況を報告しております。また、当社および当社子会社の取締役および使用人は、直接監査役に報告する体制を構築しており、会社は、内部通報者が不利益な取り扱いをうけないよう社内規程で定めております。
監査役の職務執行について生じる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

8 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社および当社子会社の代表取締役および取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、定期的に意見交換を行い、監査業務に積極的に協力すると共に、監査室は、監査役との間で、定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議および意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社は、正栄グループ行動規範およびコンプライアンス基本規程に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、一切の関係を遮断することとしております。また、反社会的勢力および団体による脅威や不当な要求に対しては、警察等の行政機関や顧問弁護士との緊密な連携をとり、速やかに対応する体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株式の濫用的買収に防衛策に関して、その対応策の導入を行っておりませんが、買い付行為に対する判断は、長期的な視点から企業価値を毀損するものでない限り、当社株主の皆様に委ねられるべきものと考え、適切な企業情報の開示に努めると共に、今後も友好的な安定株主の皆様や投資家の皆様に、一層の経営方針に対するご理解をいただけるように取り組んでまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

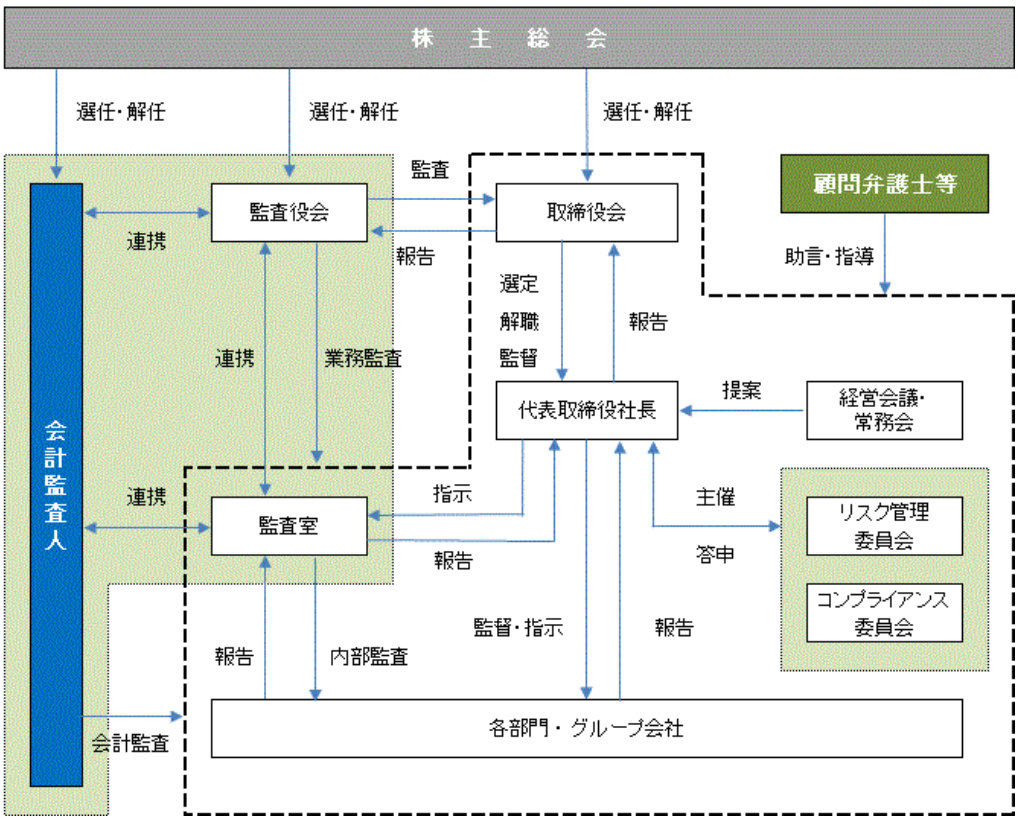
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢
当社は、株主及び投資家の皆さまに対して、投資判断に影響する決定事実、発生事実及び財務情報等の会社情報を適時、適切に開示する体制を構築しております。

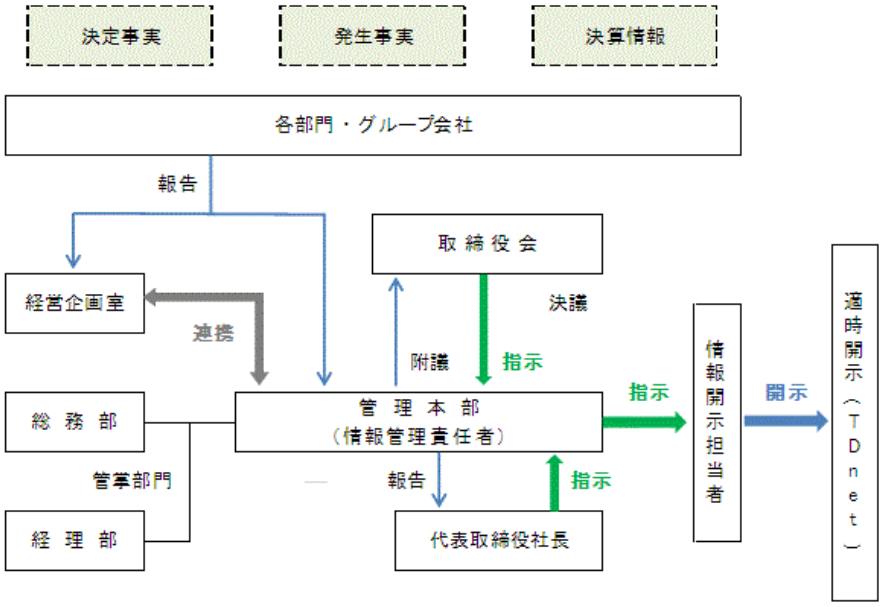
2. 適時開示に係る組織体制
当社は、会社情報の管理に係る業務を管理本部の所管とし、担当役員である専務取締役管理本部長を会社全般にわたる重要事実に該当する内部情報等を統括して管理する「情報管理責任者」に任命しております。
1決定事実に関する情報
経営企画室は、社内の各部門及びグループ会社の情報管理者との連携を図り、重要会議の付議事項を予め入手し、管理本部への報告とともに適時開示の対象の有無を検討した後、必要ある場合は、情報管理責任者が速やかに開示資料の作成を指示し、取締役会への附議及び決議をもって開示する体制を採っております。
2発生事実に関する情報
当該事実が発生した場合は、その情報が速やかに経営企画室及び情報管理責任者に報告される仕組みを採っており、報告を受けた情報の評価及び開示の必要性を検討の上、代表取締役社長の承認により開示できる体制を採っております。
3決算に関する財務情報
経理部を中心として、経営企画室、総務部と共同で決算開示資料（決算短信、四半期決算短信）を作成し、取締役会の承認を得て開示をしております。

3. 適時開示プロセス
当社は、取締役会の決議あるいは代表取締役社長の承認後遅滞なく、情報管理責任者が情報開示担当者へTD-netの操作、報道機関への所定の開示手続きを指示しております。

コーポレートガバナンス体制図



（適時開示体制概要図）


決定事実
発生事実
決算情報
各部門・グループ会社
報告
取締役会
経営企画室
連携
決議
附議
指示
総務部
管理本部
（情報管理責任者）
指示
開示
情報開示担当者
適時開示（TDnet）
管掌部門
報告
指示
経理部
代表取締役社長